

入札説明書

本市が発注する「野洲市小中学校PC教室のパソコン機器等一式の賃貸借」の一般競争入札に係る事項については、この説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 野洲市小中学校PC教室のパソコン機器等一式の賃貸借
- (2) 賃貸借期間 令和元年9月30日から令和6年9月29日まで
- (3) 機器の仕様 仕様書のとおり
- (4) その他 第三者賃貸方式（本市、納入業者及びリース会社の三者間で契約を締結し、物件を納入業者の責任においてリース会社をして本市に賃貸する方式をいう。以下同じ。）適用
※ 納入業者は賃借料月額（税抜き）で入札する。野洲市は、納入業者とリース会社間の代金決済について関知しない。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 申請書の提出期間の最終日から入札の日までの期間に、野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、アにあっては、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除き、イ（ア）にあっては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下

同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

- (7) 第三者賃貸方式による契約を希望する場合は、第三者である賃貸人たるリース会社(当該リース会社は、本件入札において、第三者賃貸方式による2以上の納入業者の賃貸人たるリース会社でないこと。)を選任し、その貸付能力を自らの責任において証明した者であること。
- (8) 過去2年間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と本件賃貸借と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績(履行中のものを含む。)を有する者であること。
- (9) ISMSの認定を受けており、定期的に更新がされている者。又は、社内セキュリティの管理体制保管方法(特に個人情報)、社内セキュリティ教育の実施・維持・継続、外部、外注に対するセキュリティ指導・監査の実施・権利方法等の書類を提出の上、野洲市が有資格と認められた者。

3 入札参加資格の審査の申請方法

- (1) 入札に参加しようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、第4号の受付期間内に申請書等の提出がない場合は、入札に参加することができない。
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書(様式1)
 - イ 契約実績調書(様式2)
 - ウ 第三者賃貸方式に係る貸付能力証明書(様式3)
 - エ 納入予定機器明細書(任意様式)
 - オ 情報セキュリティ管理に関する説明資料(任意様式)
 - カ 入札参加資格審査結果通知返信用封筒(長形3号の封筒に返信先を記載し、392円切手を貼り付けたもの)
 - キ 令和元年度分で野洲市の指名願を提出していない者については、アからカまでに掲げる書類に加えて下記の書類も提出すること。
 - (ア) 使用印鑑届(様式4)
 - (イ) 委任状(本店から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任する場合)(様式5)
 - (ウ) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)申請日において発行後3カ月以内のもの(写し可)
 - (エ) 市税及び都道府県税に未納がないことの証明書。申請日において発行後3カ月以内のもの(写し可) ※本社から受任する場合は、受任地の証明書とする。

- (オ) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）につき未納がないことの証明書。申請日において発行後3カ月以内のもの（写し可）
- (カ) 印鑑証明書 申請日において発行後3カ月以内のもの（写し可）
- (キ) 誓約書（野洲市暴力団排除条例関連、代表者印（実印）を押印）（様式6）
- (ク) 会社役員名簿（野洲市暴力団排除条例関連）（様式7）

(2) 申請者は、第1号に定める書類を、次号に掲げる入札参加資格の審査の申請の受付期間に受付場所において市長に提出すること。

(3) 入札参加資格の審査の申請の受付期間及び受付場所は、次のとおりとする。

ア 受付期間

令和元年5月31日（金）から同年6月13日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

野洲市役所 別館1階 学校教育課（電話077-587-6017）

ウ 方法

申請書等は必ず持参すること。

(4) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(5) 提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格の審査及び通知

(1) 入札参加資格は提出された書類を審査の上、その結果を令和元年6月18日（火）までに入札参加資格審査結果通知書により通知する。

(2) 審査結果にて入札参加資格を有することを認めた場合でも、開札日までに第2項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、入札者の資格を失うものとする。

(3) 入札参加資格がないと認定された者には、第1号の通知書にその理由を付す。

5 契約条項を示す場所及び期間

契約書（案）及び仕様書については野洲市学校教育課において交付する。

閲覧期間は、令和元年5月31日（金）から同年6月13日（木）まで（市の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

6 入札条件

(1) 入札日時 令和元年6月26日（水）午前11時

(2) 場所 野洲市役所 本館2階 庁議室

(3) 入札保証金 免除

(4) 予定価格 公表しない

(5) 最低制限価格 設定しない

(6) 契約保証金 免除

(7) 入札回数 3回とする。（入札書が3部必要）

(8) 契約に係る特約事項

本件契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、第1項第2号の期間にかかわらず、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る野洲市の歳出予算が減額又は削除があった場合は、本件契約を解除することがある。

(9) 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。

開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合はくじにより決定する。

なお、落札者と決定された日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約を締結する日までの間に落札者が第2項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(10) 入札に関する注意事項

ア 見積書の持参

入札時には必ず見積書を持参のこと。（一式計上ではなく、数量、単価を積算した内訳書） 見積書の提出がない場合は入札に参加できない。

イ 代理人による入札

入札を代理人が行う場合、代理人は、入札開始前に委任状（別記様式1-5）を提出しなければならない。

ウ 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札説明会

実施しない。

オ 質問について

疑義等がある場合には令和元年6月14日（金）までに質問書（別記様式2）を、野洲市学校教育課へ電子メールにて送信すること。

※電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール送信に当たっては確認のため、送信した旨、野洲市学校教育課へ電話連絡すること。質疑項目がない場合は提出不要。

送信先アドレス kyouiku@city.yasu.lg.jp

電話番号 077-587-6017

質問回答日時 令和元年6月18日（火）午後4時 本市ホームページ上に掲載

カ 入札の無効

野洲市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

キ 入札の辞退

入札日前日までに辞退届（任意様式）を提出すること。

ク その他

この説明書に記載のない事項は、野洲市契約規則による。

7 この入札に関する問合せ先

〒520-2395 野洲市小篠原2100番地1

野洲市教育委員会 学校教育課

電話 077-587-6017